

三条市実学系ものづくり大学開設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 実学系ものづくり大学の開設に向けた検討を行うため、三条市実学系ものづくり大学開設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 育成する人材像に関する事。
- (2) 教育課程の編成方針に関する事。
- (3) 教育研究上の基本組織に関する事。
- (4) 地域との連携及び地域への貢献に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業団体が推薦する者
- (3) 高等学校の教員
- (4) 高校生の保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる所掌事項の検討が完了する日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。